

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	0402.10	一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。			0402.10		一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。		
	110	一一砂糖を加えたもの				110	一一砂糖を加えたもの		
		一一一独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG		一一一独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	
		一一二その他のもの				121	一一二その他のもの		
	121	一一一一関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG		一一一一関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG	
		一一一一一その他のもの				129	一一一一一その他のもの		
	129	一一二二その他のもの		KG		一一二二その他のもの		KG	
		一一二二二小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項に							

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	の（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）				において「飼料用のもの」という。）		
211	-----学校等給食用のもの			211	-----学校等給食用のもの		
	-----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの				-----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		
212	-----その他のもの	KG	KG	212	-----その他のもの	KG	KG
	-----飼料用のもの				-----飼料用のもの		
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	KG	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	KG
217	-----その他のもの	KG	KG	217	-----その他のもの	KG	KG
	----その他もの				----その他もの		
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG	221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	KG	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	KG
229	-----その他のもの	KG	KG	229	-----その他のもの	KG	KG
0402. 21	(省略)			0402. 21	(同左)		
↓				↓			
0402. 99				0402. 99			

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
2207.10	—エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。） —アルコール分が90%以上のもの ---工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの ----工業用アルコールの製造の用に供するもの ----酢酸エチルの製造の用に供するもの ----エチルアミンの製造の用に供するもの ----その他のもの ---アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） ----その他のもの -----バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターキュリーブチルエーテルの製造の用に供するもの -----その他のもの ---その他のもの	L	L	2207.10	—エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。） —アルコール分が90%以上のもの ---工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの ----工業用アルコールの製造の用に供するもの ----酢酸エチルの製造の用に供するもの ----エチルアミンの製造の用に供するもの ----その他のもの ---アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） ----その他のもの -----（新規）	L	L
121				121			
122				122			
123				123			
130				130			
191				190			
199							

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
2207.20	220	――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L	L	220	2207.20	――アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L	L
	290	――その他のも （省略）			290		――その他のも (同左)		
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 －非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 －非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2909.11		(省略)			2909.11		(同左)		
2909.19	010	――その他のも ――エチルターシャリーブチルエーテルのうち バイオマス（動植物に由来する有機物（原油 、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに これらから製造される製品を除く。）をいう 。）から製造した <u>エチルアルコール（エタノール）</u> を原料として製造したものである旨が 関税暫定措置法施行令で定めるところにより 証明されたもの ――その他のも ――飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体	KL	KG	2909.19	010	――その他のも ――エチルターシャリーブチルエーテルのうち バイオマス（動植物に由来する有機物（原油 、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに これらから製造される製品を除く。）をいう 。）から製造した <u>エタノール</u> を原料として 製造したものである旨が関税暫定措置法施行令 で定めるところにより証明されたもの ――その他のも ――飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体	KG	KG
	091				091				

輸入統計品目表改正

平成28年3月財務省告示第百七号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2909.20 ↓ 2909.60	099 -----その他のもの (省略)		KG	2909.20 ↓ 2909.60	099 -----その他のもの (同左)		KG